

環境影響評価審査書

62 平塚市東豊田工業団地（仮称）造成事業

I 総括事項

平塚市東豊田工業団地（仮称）造成事業（以下「本件事業」という。）は、平塚市東豊田字道下357-1ほかの面積18.5ヘクタールの土地（以下「実施区域」という。）において、神奈川県公営企業管理者が実施する工業団地の造成事業である。

本件事業は、「第二次新神奈川計画」において産業立地の基盤整備の推進を図るものとして位置づけられており、平塚市内の住工混在の解消及び既存企業の多角的な事業展開に伴う移転ニーズに対応した基盤整備を目的として実施しようとするものである。

実施区域は、平塚市のほぼ中央部に位置しており、南南東約3.5キロメートルにはJR平塚駅、西約2.5キロメートルには一般国道271号（小田原厚木道路）の平塚インターチェンジがあり、南側に金目川支流の渋田川が隣接している。

また、実施区域は、現在、都市計画法に基づく市街化調整区域であるが、事業実施の見通しが明らかになった段階で市街化区域に編入され、工業専用地域及び準工業地域に指定される予定である。

実施区域及び周辺の土地利用状況は、渋田川南側は住宅、工場等として利用されており、実施区域を含む渋田川北側は主に水田等の農地が広がり、その中に住宅等が散在している。したがって、渋田川沿いから実施区域を望むと、広々とした田園風景が展開しており、大山を中心とする丹沢山地やなだらかな大磯丘陵などの山並みが眺望できる。

本件事業は、このような地域に工業団地を造成するものであることから、事業の実施に当たっては、次の諸点について十分配慮する必要がある。

まず第一に、景観への配慮である。

実施区域周辺には高層の建物がなく、丹沢山系などが眺望できる景観が広がっているが、本件事業実施後に建設される建築物による景観への影響が予想されるので、建築物が周辺の景観と調和するように、その高さや色彩などを検討する必要がある。

第二に、周辺道路への影響である。

本件事業の実施後において、立地企業への通勤車両等により、周辺の道路が渋滞するなどの地域の交通への影響が懸念される。したがって、実施区域に隣接する自動車検査登録事務所の影響を含めた予測評価を実施し、通勤車両台数の抑制や集中緩和のための方策について検討する必要がある。

第三に、予測評価した内容の確保である。

本件事業は、造成事業であるため、土地分譲後においては、事業者と立地企業の事業活動とは直接的には関係がなくなる。したがって、立地企業の事業活動に係る予測評価が遵守されるか懸念されるので、その内容を確保する方策について検討する必要がある。

以上、総括的な視点から審査結果について述べてきたが、各評価項目についての個別的な審査結果は次のとおりである。予測評価書の作成にあたっては、これらの内容を十分踏まえ、適切に対処する必要がある。

II 個別事項

1 廃棄物

予測評価書案によれば、立地企業の事業活動に伴い、紙、厨芥等の一般廃棄物及び金属くず、廃プラスチック等の産業廃棄物の発生が見込まれており、立地企業は、これらを「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「平塚市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」に基づき適切に処理することから、実施区域周辺の生活環境に及ぼす影響は少ないとしている。しかしながら、近年、廃棄物については、処分場の不足や処分地の確保の困難等大きな社会問題となっており、これまでの廃棄物処理を中心とした対策のみならず、廃棄物の発生の抑制を念頭に置いた産業活動への転換が求められている。したがって、立地企業の事業活動に伴う廃棄物の減量化、有効利用及び適正な管理の徹底を

図るための方策について検討すること。

2 景観

予測評価書案によれば、現況の地形を大きく変化させない計画であることから、景観の変化はわずかであり、現況の景観を著しく阻害、悪化させることはないとしている。

しかしながら、実施区域南側を流れる渋田川沿いからの眺望は、丹沢山地、大磯丘陵などが展開しており、事業実施後に建設される建築物が山並みのスカイラインを切るなどの影響が考えられる。したがって、建築物の高さ及び配置について検討するとともに、周辺の景観との調和を図るため、建築物の色彩や緑化計画について検討すること。

3 その他

(1)搬入土砂の受入れについて

本件事業は、盛土部分が大部分であり、区域外から約25万立方メートルの土砂を搬入する計画としているが、工事に当たっては、騒音対策、粉じん飛散防止対策等を行うことから、周辺地域の生活環境に著しい影響を及ぼさないとしている。しかしながら、搬入土砂の土質等によっては、実施区域のみならず隣接する農地等への土壤汚染が懸念されるため、搬入土砂の検定試験の実施など受入れ体制について検討すること。

(2)植栽基盤の排水対策等について

実施区域は、主に水田として利用されていた場所に平均約1.7メートルの盛土を行うとしていることから、水はけが悪く樹木の成育を阻害することが想定される。したがって、緑地の植栽基盤の排水対策について検討すること。

また、緩衝緑地帯の一部は、農地に隣接していることから、植栽方法によっては日照の阻害による農作物への影響が懸念されるため、隣接農地に配慮した緑化計画について検討すること。

(3)供用後における周辺道路への影響について

事業実施後においては、立地企業の事業活動に伴い、原材料及び製品搬出入車両や従業員の通勤車両など相当数の交通量の発生が想定される。したがって、供用後における発生交通量が周辺道路へ及ぼす影響について予測を行い、結果によっては適切な交通対策を講じること。なお、予測に当たっては、実施区域に隣接する自動車検査登録事務所の影響を含めて行うこと。